

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則

昭和 53 年 2 月 27 日
規則第 2 号

改正	昭和54年 2 月 23 日規則第 2 号	昭和55年 2 月 26 日規則第 1 号
	昭和56年 2 月 23 日規則第 1 号	昭和56年 9 月 3 日規則第 5 号
	昭和57年 2 月 9 日規則第 1 号	昭和59年 3 月 30 日規則第 1 号
	昭和59年 5 月 12 日規則第 3 号	昭和60年 3 月 30 日規則第 1 号
	昭和61年 3 月 31 日規則第 1 号	昭和62年 1 月 30 日規則第 1 号
	昭和63年 1 月 29 日規則第 4 号	昭和63年 3 月 31 日規則第 6 号
	昭和63年11月 8 日規則第 7 号	平成元年11月14日規則第 2 号
	平成元年11月14日規則第 3 号	平成 2 年 2 月 9 日規則第 1 号
	平成 2 年 3 月 20 日規則第 5 号	平成 3 年 2 月 19 日規則第 1 号
	平成 4 年 2 月 18 日規則第 1 号	平成 4 年10月28日規則第 4 号
	平成 5 年 1 月 28 日規則第 1 号	平成 5 年 7 月 29 日規則第 4 号
	平成 6 年 3 月 31 日規則第 4 号	平成 6 年 9 月 1 日規則第 6 号
	平成 7 年 1 月 20 日規則第 1 号	平成 8 年 1 月 29 日規則第 1 号
	平成 9 年 1 月 28 日規則第 1 号	平成10年 2 月 2 日規則第 1 号
	平成10年 3 月 31 日規則第 4 号	平成10年 6 月 1 日規則第 7 号
	平成11年 3 月 24 日規則第 5 号	平成12年 3 月 29 日規則第 2 号
	平成13年10月25日規則第 4 号	平成14年 2 月 1 日規則第 1 号
	平成14年 4 月 11 日規則第 2 号	平成14年12月25日規則第 8 号
	平成15年 3 月 28 日規則第 3 号	平成15年 4 月 23 日規則第 8 号
	平成16年 3 月 31 日規則第 5 号	平成17年 3 月 28 日規則第 2 号
	平成17年 3 月 28 日規則第 5 号	平成18年 3 月 30 日規則第 4 号
	平成19年 3 月 29 日規則第 6 号	平成19年12月25日規則第11号
	平成20年 3 月 28 日規則第 1 号	平成20年 3 月 28 日規則第 6 号
	平成20年 4 月 1 日規則第11号	平成21年 4 月 1 日規則第 5 号
	平成21年 4 月 1 日規則第 7 号	平成21年 5 月 29 日規則第 8 号
	平成21年11月30日規則第11号	平成22年 3 月 31 日規則第 4 号
	平成22年11月30日規則第 6 号	平成23年 3 月 25 日規則第 2 号
	平成24年 3 月 29 日規則第 2 号	平成25年 3 月 29 日規則第 5 号
	平成27年 3 月 27 日規則第 1 号	平成27年 3 月 31 日規則第 2 号
	平成28年 3 月 35 日規則第 2 号	平成29年 3 月 9 日規則第 5 号
	平成30年 2 月 27 日規則第 1 号	平成30年 3 月 30 日規則第 6 号
	平成31年 2 月 28 日規則第 1 号	令和 2 年 3 月 31 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和 48 年組合条例第 3 号。以下「条例」という。)に基づき職員の初任給、昇格、昇給等に関する事項を除き、職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給定日)

第2条 条例第7条に規定する給料の支給定日は毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日を支給定日とする。

2 特別の事情により、前項の規定により難いと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、管理者は、その支給定日を変更することができるものとする。

（給料の支給）

第3条 条例第7条に規定する給料の計算期間（以下「給与期間」という。）中給料の支給定日後において新たに職員となった者及び給料の支給定日前において離職し又は死亡した職員には、その際給料を支給することができる。

第4条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を日割り計算によりその際支給する。

第5条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職（条例第23条第1項の規定により、給与を支給される場合を除く。以下同じ。）にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (4) 法第29条第1項の規定に基づく停職（以下単に「停職」という。）にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算）

第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。） 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第8号。以下「育児休業条例」という。）第16条の規定により読み替えられた条例第6条第2項、第3項及び第5項
- (2) 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 条例第6条の2
- (3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） 育児休業条例第18条の規定により読み替えられた条例第6条第2項、第3項及び第5項

（管理職手当の支給）

第6条 条例第9条の規定により管理職手当を支給する職員の職は、別表第1の支給対象職の欄に定める職とし、当該職を占める職員に対する同手当の月額は、同表の管理職手当の額の欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、再任用短時間

勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 管理職手当は、給料の支給方法に準じ支給する。

3 管理職手当の支給を受けるべき者が、月の1日から末日までの全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、管理職手当を支給することができない。

(1) 研修中の場合

(2) 勤務しなかった場合(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下「公務災害補償法に規定する通勤」という。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、休暇を受け、又は休職となった場合を除く。)

(扶養手当の支給)

第7条 条例第10条の2第1項に規定する届出は、扶養親族届(様式第1号)により行うものとする。

第8条 管理者が、職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例第10条第2項に規定する要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて、その認定に係る事項を扶養手当認定簿(様式第2号)に記載するものとする。

2 管理者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

(1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者

(3) 重度心身障害者の場合は、前2号によるほか終身労務に服することができない程度でない者

3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

第9条 管理者は、前条の認定を行うとき及びその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第10条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第11条 扶養手当は、職員が次の各号のいずれかに該当し、給料を減額されるときにおいても減額されないものとする。

(1) 条例第12条の規定により給与を減額される場合

(2) 法第29条第1項の規定により、減給処分を受けた場合

(地域手当の支給)

第11条の2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(住居手当の適用除外職員)

第11条の3 条例第11条の2第1項第1号の組合規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公共団体、公社等その他管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

(2) 職員の扶養親族たる者(条例第10条に規定する扶養親族で条例第10条の2第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第 11 条の 4 条例第 11 条の 2 第 1 項第 2 号の組合規則で定める住宅は、前条第 1 号に規定する職員
 宿舍及び同条第 2 号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第 11 条の 5 条例第 11 条の 2 第 1 項第 2 号の組合規則で定めるものは、第 13 条の 4 第 2 項に該当す
 る職員(法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定に
 より採用された職員を除く。)で、同項第 3 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日
 までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(条例第 11 条
 の 4 第 3 項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適
 用)の直前の住居であった住宅(前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるもの
 として管理者が定める住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第 11 条の 6 新たに条例第 11 条の 2 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を
 具備していることを証明する書類を添付して、住居届(様式第 3 号)により、その居住の実情を速
 やかに管理者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等
 に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後
 速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第 11 条の 7 管理者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実
 を確認し、その者が条例第 11 条の 2 第 1 項又は同条第 2 項の職員たる要件を具備するときは、その
 者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定
 に係る事項を住居手当認定簿(様式第 4 号)に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第 11 条の 8 第 11 条の 4 第 1 項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場
 合において、家賃の額が明確でないときは、管理者の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を
 算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第 11 条の 9 住居手当の支給は、職員が新たに条例第 11 条の 2 第 1 項の職員たる要件を具備するに
 至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職
 員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の
 属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 11 条の 4 第 1 項
 の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出の
 受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うもの
 とする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の
 属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。
 前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第 11 条の 10 管理者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第 11 条の 2 第 1 項の職員たる
 要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(支給方法等)

第 11 条の 11 住居手当の支給方法等については、第 10 条の規定を準用する。

(通勤手当の支給)

第 12 条 職員は、新たに条例第 11 条の 3 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（様式第 5 号）により、速やかに届け出なければならない。同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

第 12 条の 2 管理者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第 11 条の 3 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を、通勤手当認定簿（様式第 6 号）に記載するものとする。

第 12 条の 3 条例第 11 条の 3 第 1 項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」とは、地方公務員災害補償法別表に掲げる程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者又は所属長が認めるものとする。

第 12 条の 4 普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的、かつ、合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第 12 条の 5 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第 12 条の 6 条例第 11 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（1）定期券を使用することが最も経済的、かつ、合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第 11 条の 3 第 5 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

（2）回数乗車券等を使用することが最も経済的、かつ、合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤 21 回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1 か月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

（3）管理者の定める普通交通機関等 管理者の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（通勤手当の加算額及び再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第 12 条の 7 条例第 11 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する組合規則で定める額は、次表の片道の通勤距離の区分に応じ、それぞれ当該加算額の欄に定める額とする。

片道の通勤距離	加算額
4 キロメートル以上 5 キロメートル未満	1, 2 0 0 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	1, 8 0 0 円
10 キロメートル以上	2, 4 0 0 円

2 条例第 11 条の 3 第 2 項第 2 号（育児休業条例第 16 条及び第 18 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する組合規則で定める職員は、平均 1 か月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員とし、同号の組合規則で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 12 条の 8 条例第 11 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する同条第 1 項第 3 号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第 2 項第 3 号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第 11 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる職員(普通交通機関等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める額(同項第 1 号に規定する 1 か月当たりの運賃等相当額(以下「1 か月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第 2 号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 条例第 11 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる職員のうち、1 か月当たりの運賃等相当額(2 以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1 か月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第 2 項第 2 号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第 1 号に定める額

(3) 条例第 11 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる職員のうち、1 か月当たりの運賃等相当額等が同条第 2 項第 2 号に定める額未満である職員(第 1 号に掲げる職員を除く。) 同項第 2 号に定める額

第 12 条の 9 条例第 11 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、筑西広域市町村圏事務組合の所有に属するものを除く。

第 12 条の 10 通勤手当は、支給単位期間(第 3 項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第 12 条の 15 において「支給単位期間等」という。)に係る第 2 条に規定する給料の支給定日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第 12 条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第 11 条の 3 第 3 項の組合規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の組合規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が 2 以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第 11 条の 3 第 2 項第 1 号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1 か月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が条例第 11 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1 か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第 12 条の 11 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第 11 条の 3 第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、通勤手当の支給の開始については、第 12 条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

第12条の12 条例第11条の3第4項の組合規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第11条の3第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、専従許可を受け、教育公務員特別法（昭和24年法律第1号）第20条の5第1項の規定により大学院修学休業をし、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第11条の3第4項の組合規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1か月当たりの運賃等相当額等（第12条の8第1号に掲げる職員にあっては、1か月当たりの運賃等相当額及び条例第11条の3第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

イ 第12条の10第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第11条の3第4項の組合規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1か月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するす

べての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

- (2) 1か月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

4 条例第11条の3第4項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

第12条の13 条例第11条の3第5項に規定する組合規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的、かつ、合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的、かつ、合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第12条の6第1項第3号の管理者の定める普通交通機関等 1か月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。
(2) 長期間の研修等のために旅行すること。
(3) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
(4) その他管理者の定める事由が生ずること。

第12条の14 支給単位期間は、第12条の11第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、専従許可を受け、教育公務員特例法第20条の5第1項の規定により大学院修学休業をし、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第12条の15 条例第11条の3第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

第 12 条の 16 管理者又は所属長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第 11 条の 3 第 1 項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(単身赴任手当)

第 13 条 条例第 1 1 条の 4 第 1 項の組合規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(管理者の定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

第 13 条の 2 条例第 1 1 条の 4 第 1 項本文及びただし書きの組合規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が 60 キロメートル以上であること。
- (2) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が 60 キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

第 13 条の 3 条例第 1 1 条の 4 第 2 項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、管理者の定めるところにより行うものとする。

2 条例第 1 1 条の 4 第 2 項の組合規則で定める距離は、100 キロメートルとする。

3 条例第 1 1 条の 4 第 2 項の組合規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満 8,000 円
- (2) 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満 16,000 円
- (3) 500 キロメートル以上 700 キロメートル未満 24,000 円
- (4) 700 キロメートル以上 900 キロメートル未満 32,000 円
- (5) 900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満 40,000 円
- (6) 1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満 46,000 円
- (7) 1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満 52,000 円
- (8) 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満 58,000 円
- (9) 2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満 64,000 円
- (10) 2,500 キロメートル以上 70,000 円

第 13 条の 4 条例第 11 条の 4 第 3 項の任用の事情等を考慮して組合規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員になったものとする。

2 条例第 11 条の 4 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用(法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した日(法第 28 条の 3 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたことに伴い、住居を移転し、第 13 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署

に通勤することが第13条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

- (2) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第13条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第13条の2に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第13条に規定するやむを得ない事情に準じて管理者の定める事情(以下単に「管理者の定める事情」という。)により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員(配偶者のない職員に限る。)で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第13条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (4) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、管理者の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者(配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下この項及び第13条の6において「配偶者等」という。)と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第13条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (5) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第13条に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあつては、管理者の定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第13条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (6) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、管理者の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第13条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (7) 前各号の規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「条例第11条の4第3項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員(人事交流等により給料表の適用を受ける職員となったものに限る。)

(8) その他条例第 11 条の 4 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者の定める職員

第 13 条の 5 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

第 13 条の 6 新たに条例第 11 条の 4 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届(様式第 7 号)により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

第 13 条の 7 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第 11 条の 4 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿(様式第 8 号)に記載するものとする。

第 13 条の 8 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第 11 条の 4 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第 1 項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第 13 条の 5 第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第 13 条の 9 単身赴任手当の支給方法等については、第 10 条の規定を準用する。

第 13 条の 10 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第 10 条の 4 第 1 項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第 14 条 削除

(給与の減額)

第 15 条 条例第 12 条の規定により給与を減額することとなる職員が勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算する。この場合において 1 時間未満の端数を生じた場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てて計算するものとする。

第 16 条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額を次の給与期間以降の給料から差引くものとする。ただし、離職、休職等の場合において減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給)

第 17 条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿(様式第 7 号)により勤務を命ぜられた職員に対して、その実際に勤務した時間について支給する。

2 条例第 14 条本文の組合規則で定める日は、勤務時間条例第 4 条第 1 項に規定する週休日(以下「週

休日」という。)に当たる勤務時間条例第 10 条の規定により、その例とされる筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年筑西市条例第 29 号。以下「筑西市勤務時間条例」という。)第 9 条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等(筑西市勤務時間条例第 10 条第 1 項に規定する勤務日等をいう。以下この項において同じ。)(当該勤務日等が条例第 12 条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は勤務時間条例第 9 条第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日(以下この項において「休日等」という。))に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて管理者の承認を得たときは、その日とする。

3 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数(時間外勤務手当のうち、支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分毎に各別に計算した時間数)によって計算し、その時間数に 1 時間未満の端数を生じた場合は、第 15 条の規定を準用する。

第 17 条の 2 条例第 13 条の組合規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務 100 分の 125
- (2) 条例第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務 100 分の 135

2 条例第 13 条第 3 項の組合規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 祝日法による休日等及び年末年始の休日等が属する週において、職員が休日勤務を命ぜられ、当該勤務に対して休日勤務手当を支給された場合の次に掲げる時間

ア 当該週の勤務時間が法定労働時間に当該休日勤務した時間を加えた時間以下になるときのあらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務した勤務時間

イ 当該週の勤務時間が法定労働時間に当該休日勤務した時間を加えた時間を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち当該休日勤務した時間数に相当する時間(勤務時間が 1 週間について 38 時間 45 分と定められていない職員(以下「交替制等勤務職員」という。))について、割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間を超えている場合については法定労働時間に当該休日勤務した時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間とし、割振り変更前の正規の勤務時間が法定労働時間に満たない場合については当該休日勤務した時間に次号イに規定する時間を加えた時間数に相当する時間とする。)

- (2) 交替制等勤務職員について、法定労働時間に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日等の振替等により勤務時間が割り振られた場合における次に掲げる時間(前号の時間を除く。)

ア 当該週の勤務時間が法定労働時間以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間

イ 当該週の勤務時間が法定労働時間を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち法定労働時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

3 条例第 13 条第 3 項の組合規則で定める割合は、100 分の 25 とする。

4 条例第 14 条の組合規則で定める割合は、100 分の 135 とする。

第 18 条 宿日直手当は、その勤務に服した職員に対して支給する。

第 19 条 条例第 17 条第 1 項本文に規定する宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき 5,500 円とする。

ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、その勤務 1 回につき 2,750 円とする。

第 20 条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、一の給与期間の分を次の

給与期間における給料の支給定日に支給する。ただし、その日が日曜日等に当たるときは第2条第1項ただし書の規定を、特別の事情がある場合は同条第2項の規定を準用する。

2 職員が勤務時間条例第9条第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第9条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

3 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、第1項本文(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、職員が第4条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給し、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができる。

第21条 公務により旅行中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを管理者があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては、時間外勤務手当を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額)

第22条 条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給与の月額は、給料を減額されている場合でも、本来受けるべき給料の月額とする。

2 条例第16条の組合規則で定める時間は、7時間45分に19を乗じて得た時間とする。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「7時間45分」とあるのは、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 育児短時間勤務職員等 7時間45分に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(第24条第2項第3号及び第26条の2第2項第4号において「算出率」という。)を乗じて得た時間

(2) 再任用短時間勤務職員 7時間45分に勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

(3) 任期付短時間勤務職員 7時間45分に勤務時間条例第3条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

(管理職員特別勤務手当)

第22条の2 条例第17条の2第3項第1号の組合規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

2 条例第17条の2第3項第1号の組合規則で定める額は、別表第1の2の支給対象職の欄に掲げる職の区分に対応する同表第22条の2第2項の手当の額の欄に掲げる額とする。

3 条例第17条の2第3項第2号の組合規則で定める額は、別表第1の2の支給対象職の欄に掲げる職の区分に対応する同表第22条の2第3項の手当の額の欄に掲げる額とする。

4 条例第17条の2第3項第1号の勤務をした後、引き続いて同項第2号の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 任命権者(その委任を受けた者を含む。)は、管理職員特別勤務実績簿(様式第9号)及び管理職員特別勤務手当整理簿(様式第10号)を作成し、これを保管しなければならない。

6 管理職員特別勤務手当の支給については、第19条の規定を準用する。

(期末手当の支給を受ける職員)

第23条 条例第19条第1項前段の規定により、期末手当を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者(法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ。)

(2) 刑事休職者(法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当して休職にされている職員をいう。以下同じ。)

(3) 停職者(法第 29 条第 1 項の規定により停職されている職員をいう。以下同じ。)

(4) 専従休職者(法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可を受けている職員をいう。以下同じ。)

(5) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業している職員(以下「育児休業職員」という。)のうち、筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年組合条例第 8 号。以下「育児休業条例」という。)第 7 条第 1 項に規定する職員以外の職員

第 23 条の 2 条例第 19 条第 1 項後段の組合規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) その退職の後、基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他管理者の定める者に限る。)となったもの

ア 条例の適用を受ける職員

イ 現業職員(筑西広域市町村圏事務組合の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 56 年条例第 11 号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

ウ 特別職の職員

(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員その他管理者の定める者に限る。)となったもの

ア 国家公務員(公共企業体職員を含む。以下同じ。)

イ 公庫、公団等の職員

ウ 他の地方公共団体の職員(期末手当の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員となった者に限る。)

第 23 条の 3 条例第 23 条第 6 項の規則で定める職員は、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。

第 23 条の 4 基準日前 1 か月以内において、条例の適用を受ける常勤の職員又は再任用短時間勤務職員若しくは任期付短時間勤務職員としての退職が 2 回以上ある者について前 2 条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(特定幹部職員としない職員)

第 23 条の 5 条例第 19 条第 2 項の組合規則で定める職員は、第 6 条の規定による管理職手当に係る支給月額が 72,000 円の職員の職を占める職員のうち、行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員で職務の級が 8 級の職員(休職にされている職員のうち条例第 23 条第 1 項に該当する職員以外の職員を除く。)以外の職員とする。

(加算を受ける職員及び加算割合)

第 23 条の 6 条例第 19 条第 5 項(条例第 20 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が 3 級以上であるもののうち組合規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として組合規則で定めるものは、別表第 1 の 3 の職員欄に掲げる職員とする。

2 条例第 19 条第 5 項の規定による職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して組合規則で定める職員の区分は、別表第 1 の 3 の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の 100 分の 20 を超えない範囲内で組合規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする

(期末手当に係る在職期間)

第 24 条 条例第 19 条第 2 項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第23条第3号又は第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 休職にされていた期間(条例第23条第1項、教育公務員特例法第14条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)の規定の適用を受ける休職者(以下「公務傷病等による休職者」という。)であった期間を除く。)及び育児休業職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第24条の2 基準日以前6か月以内の期間において、次の各号に掲げる者(非常勤である者を除く。)が条例の適用を受ける職員となった場合(第3号から第5号までに掲げる者にあつては、人事交流により引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

- (1) 現業職員
- (2) 特別職の職員(常勤のものに限る。)
- (3) 国家公務員
- (4) 公庫、公団等の職員
- (5) 他の地方公共団体の職員(期末手当の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員であつた者に限る。)

2 前項の期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(一時差止処分に係る在職期間)

第24条の3 条例第19条の2及び第19条の3(これらの規定を条例第20条第5項及び第23条第7項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(一時差止処分の手続)

第24条の4 任命権者は、条例第19条の3第1項(条例第20条第5項及び第23条第7項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あらかじめ、管理者に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第24条の5 条例第19条の3第4項(条例第20条第5項及び第23条第7項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、任命権者に対して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて管理者に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第24条の6 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者及び管理者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(処分説明書の写しの提出)

第24条の7 任命権者は、一時差止処分を行った場合は、条例第19条の3第7項に規定する説明書の写し1通を管理者に提出しなければならない。

(その他の事項)

第24条の8 第24条の3から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が定める。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第 25 条 条例第 20 条第 1 項前段の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（条例第 20 条第 5 項において準用する条例第 19 条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職者（公務傷病等による休職者を除く。）
- (2) 第 23 条第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当する者
- (3) 育児休業職員のうち、育児休業条例第 7 条第 2 項に規定する職員以外の職員

第 25 条の 2 条例第 20 条第 1 項後段の規則で定める職員は、次に掲げる者とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。ただし、第 2 号に掲げる者のうち、勤勉手当が支給されない特別職の職員については、この限りではない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) 第 23 条の 2 第 2 号及び第 3 号に掲げる者

2 第 23 条の 4 の規定は、前項の場合に準用する。

第 25 条の 3 条例第 20 条第 2 項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務時間による割合（同条において「期間率」という。）に第 27 条に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第 25 条 期間率は、基準日以前 6 か月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合とする。

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零

(勤勉手当に係る勤務期間)

第 26 条の 2 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として、在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第 23 条第 3 号又は第 4 号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 か月以下である職員を除く。）として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）

- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (5) 条例第12条の規定により給与を減額された期間（筑西市勤務時間条例第16条の規定による組合休暇を与えられた期間を除く。）
- (6) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は公務災害補償法に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から週休日、勤務時間条例第9条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに条例第14条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（勤務時間規則第11条の規定により、その例とされる筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年筑西市規則第30号）第14条第3号の規定により、1日の勤務時間が短縮されている者については、その短縮された期間を除く。）
- (7) 筑西市勤務時間条例第17条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらずその全期間

第26条の3 第24条の2第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

（勤勉手当の成績率）

第27条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の評価に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第20条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ管理者と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の115以上100分の190以下（条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の139以上100分の230以下）
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の103.5以上100分の115未満（特定幹部職員にあつては、100分の124.5以上100分の139未満）
- (3) 勤務成績が良好な職員及び基準日以前における直近の勤務成績の評価がない職員 100分の92以上100分の103.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の112以上100分の124.5未満）
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の92未満（特定幹部職員にあつては、100分の112未満）

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、管理者の定めるところによるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、管理者が定める。

第27条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の47以上（特定幹部職員にあつては、100分の57以上）

- (2) 勤務成績が良好な職員 100 分の 43.5 (特定幹部職員にあつては、100 分の 53.5)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100 分の 43.5 未満 (特定幹部職員にあつては、100 分の 53.5 未満)

2 前条第 2 項の規定は、前項第 3 号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

第 27 条の 2 の 2 前 2 条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、管理者が定める。

(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第 27 条の 2 の 3 条例第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、これらの日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその日前でこれに最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

(期末手当及び勤勉手当の期間計算)

第 27 条の 3 第 24 条、第 24 条の 2、第 26 条の 2 及び第 26 条の 3 の期間の計算については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 月により期間を計算する場合は、民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 143 条の例による。
- (2) 1 月に満たない期間が 2 以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は 30 日をもって 1 月とし、時間を日に換算する場合は 7 時間 45 分をもって 1 日とする。

2 前項第 2 号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかった期間 (休職にされた期間を除く。) 及び介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間並びに第 25 条の 2 第 2 項第 6 号及び第 7 号に定める 30 日を計算する場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 週休日及び条例第 14 条に規定する休日等を除く。
- (2) 勤務時間条例第 4 条第 2 項の規定により勤務時間が 7 時間 45 分となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の筑西市勤務時間条例第 10 条第 1 項に規定する勤務日等については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱うものとする。

(端数計算)

第 27 条の 4 条例第 19 条第 2 項の期末手当基礎額又は条例第 20 条第 2 項前段の勤勉手当基礎額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(死亡した職員の給与の支給)

第 28 条 職員が死亡した場合におけるその職員の給与は、次に掲げる遺族に支給するものとする。

- (1) 配偶者 (届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者

2 前項に掲げる者の給与を受ける順位は、前項各号の順位によるものとし、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位によるものとする。この場合において、父母については、養父母を先にして、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 給与の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給するものとする。

(雑則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか職員の給与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。
(管理職手当に関する特例)
- 2 管理職手当に関する第 6 条の 2 の規定による同条第 1 項の表の適用については、平成 30 年 3 月 31 日までの間、同表中「72,000 円」とあるのは「64,800 円」と、「59,000 円」とあるのは「53,100 円」と、「48,000 円」とあるのは「43,200 円」と、「40,000 円」とあるのは「36,000 円」とする。
(端数計算)
- 3 次に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 条例附則第 7 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号並びに第 9 項に規定する地域手当の月額
 - (2) 条例附則第 7 項第 3 号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(条例第 20 条第 4 項において準用する第 19 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)(条例附則第 7 項第 1 号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第 3 号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同項第 1 号の給料月額減額基礎額をいう。))(条例第 20 条第 4 項において準用する第 19 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)
 - (3) 条例附則第 7 項第 4 号に規定する勤勉手当減額対象額(同項第 1 号の最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額)
(条例附則第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の支給額)
- 4 条例附則第 7 項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が条例附則第 7 項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定減額職員」という。)の 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定減額職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定減額職員となった場合にあっては、特定減額職員となった日)以後の管理職手当額は、第 6 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に、100 分の 98.5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
(条例附則第 7 項の規定により減ずる額の日割計算)
- 5 給与期間の中途において、条例第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員(以下「減額支給対象職員」という。)以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が減額支給対象職員以外の者となった場合、離職した場合若しくは第 5 条第 1 項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第 7 項第 1 号又は第 5 号に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

附 則(昭和 54 年 2 月 23 日規則第 2 号)

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、第 8 条第 2 項第 2 号の改正規定は昭和 54 年 1 月 1 日から適用し、第 12 条の 8 第 1 号の改正規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年 2 月 26 日規則第 1 号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の職員の給与に関する規則第12条の8第1号の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(住居手当の経過措置)

2 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和55年条例第1号。以下「改正条例」という。)附則第5項の組合規則で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項の組合規則で定める日は当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日(その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日)とする。

(1) 改正条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第11条の2第1項に規定する職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 改正条例の施行の際居住していた住居を変更した場合(前号に該当する場合を除く。)

(3) 改正条例の施行の際居住していた住居の家賃の額が変更された場合において、改正条例附則第5項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる住居手当の額が同項の規定により受けべき住居手当の額に達することとなったとき。

附 則(昭和56年2月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第12条の8第1号の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年9月3日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年9月1日から適用する。

附 則(昭和57年2月9日規則第1号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第12条の8第1号の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

2 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和57年筑西広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「改正条例」という。)附則第5項の組合規則で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項の組合規則で定める日は当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日(その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日)とする。

(1) 改正条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第11条の2第1項に規定する職員たる要件を欠くに至ること。

(2) 改正条例施行の際居住していた住居の変更(前号に該当することとなる住居の変更を除く。)

(3) 改正条例施行の際居住していた住居の家賃が月額27,500円以上に変更になること。

附 則(昭和59年3月30日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年5月12日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年3月31日規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、昭和61年1月1日から施行する。

2 この規則(前項ただし書を除く。)による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則(昭和62年1月30日規則第1号)

この規則は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 1 月 29 日規則第 4 号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則第 12 条の 8 第 1 号の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

2 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和 63 年組合条例第 1 号。以下「改正条例」という。)附則第 5 項の組合規則で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項の組合規則で定める日は、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日(その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日)とする。

(1) 改正条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する職員たる要件を欠くに至ること。

(2) 改正条例施行の際居住していた住居の変更(前号に該当することとなる住居の変更を除く。)

(3) 改正条例施行の際居住していた住居の家賃が月額 20,500 円以上に変更になること。

附 則 (昭和 63 年 3 月 31 日規則第 6 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 11 月 8 日規則第 7 号)

この規則は、昭和 63 年 11 月 27 日から施行する。ただし、この規則による改正後の規則第 12 条の 7 第 2 項の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成元年 11 月 14 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (平成元年 11 月 14 日規則第 3 号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成元年 10 月 1 日から適用する。

2 平成元年 12 月に支給する勤勉手当に関するこの規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第 25 条の 2 第 2 項第 4 の規定の適用については、同号中「勤務を要しない日」とあるのは「勤務を要しない日筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成元年組合条例第 9 号。以下「勤務時間改正条例」という。)附則第 3 項から第 6 項までの規定により 1 日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日(以下「指定週休日」という。)」とする。

3 平成元年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当の期間計算に関する改正後の規則第 26 条の 3 第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「勤務を要しない日」とあるのは「勤務を要しない日、指定週休日」とする。

附 則 (平成 2 年 2 月 9 日規則第 1 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条の 6 の改正規定は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 年 3 月 20 日規則第 5 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の勤務に係る宿日直手当から適用する。

附 則 (平成 3 年 2 月 19 日規則第 1 号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の規則第 6 条の 2 第 3

項第2号、第8条第2項第2号及び第25条の2第2項第4号の規定は、平成3年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成3年6月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定に関しては、改正後の規則第25条の2第2項第4号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年2月18日規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は公布の日から施行する。ただし、第8条第2項第2号の改正規定及び第21条の次に1条を加える改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則第12条の8第1号の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年10月28日規則第4号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成4年11月1日から施行する。
- (経過規定)
- 2 平成4年12月10日に支給する期末手当及び勤務手当の期間計算については、改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則第26条の3第2項第2号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお、従前の例による。

附 則 (平成5年1月28日規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則第18条の規定は、平成5年1月1日から施行する。
- (住居手当に関する経過措置)

- 2 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成5年組合条例第1号。以下「改正条例」という。)附則第9項の組合規則で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項の組合規則で定める日は当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日(その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日)とする。

- (1) 改正条例による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第11条の2第1項に規定する職員たる要件を欠くに至ること。
- (2) 改正条例施行の際居住していた住居の変更(前号に該当することとなる住居の変更を除く。)
- (3) 改正条例施行の際居住していた住居の家賃が月額22,900円以上に変更になること。

附 則 (平成5年7月29日規則第4号)

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日規則第4号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項第2号の改正規定は、平成6年7月1日から適用する。

附 則 (平成7年1月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、平成7年2月1日から施行する。

附 則 (平成8年1月29日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、平成8年1月1日から適用する。

附 則（平成 9 年 1 月 28 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 18 条第 1 項の改正規定は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 2 月 2 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 4 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 3 月 24 日規則第 5 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日規則第 2 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 25 日規則第 4 号）

この規則（附則第 2 項の改正規定を除く。）は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 2 月 1 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に 5 項を加える改正規定中公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に係る部分は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する部分を除く。）による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 4 月 11 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則第 6 条の 2 第 1 項の規定は、平成 14 年 4 月分以後の管理職手当から適用する。

附 則（平成 14 年 12 月 25 日規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則中第 1 条の規定は平成 15 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 2 平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する第 2 条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則第 23 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「6 か月」とあるのは「3 か月」とする。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定により現に使用中の通勤手当認定簿については、所要の訂正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 15 年 4 月 23 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第 2 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 5 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日規則第 4 号）

（施行日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（消防職員に関する特例事項）

2 筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年組合規則第 6 号）による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定に基づき任命された 3 級の消防士長及び 4 級の消防司令補に係る役職加算については、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 6 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 25 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則第 26 条第 1 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 6 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 11 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日規則第 8 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（勤勉手当の成績率に関する経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、平成 21 年 6 月 1 日を基準日とする勤勉手当について適用する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日規則第 11 号）

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 4 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え）

2 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する第 1 条の規定による改正後の組合職員の給与に関する規則附則第 4 項の規定の適用については、同項中「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「組合職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成 22 年組合規則第 6 号）の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日規則第 2 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則第 11 条の 2 の 2 から第 11 条の 8 までの規定は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 23 年条例第 8 号）第 2 条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第 11 条の 2 第 2 項第 2 号に該当する職員については、なお、その効力を有する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 26 年改正給与条例附則第 6 項の組合規則で定める職員）

2 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 5 号。以下「平成 26 年改正給与条例」という。）附則第 6 項の組合規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

（1）平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 56 年組合規則第 11 号。以下「組合初任給等規則」という。）別表第 2 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項第 1 号において同じ。）をした職員

（2）切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次項第 2 号において同じ。）をした職員

（3）切替日前に次に掲げる期間（この号及び次項第 3 号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（組合初任給等規則第 6 条の規定により、その例によることとされる筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成 17 年筑西市規則第 37 号）第 25 条又は筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号。以下「育児休業条例」という。）第 8 条の規定による号給の調整をいう。次項第 3 号において同じ。）をされたもの

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項の規定により休職にされていた期間

イ 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書きに規定する許可を受けていた期間

ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間

エ 筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 8 年条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 10 条の規定により、その例によることとされる筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年筑西市条例第 29 号）第 11 条に規定する療養休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

オ 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項に規定する大学院就学休業をしていた期間

- (4) 切替日以降に、育児短時間勤務等（育児休業法第 10 条第 1 項又は第 17 条の規定による勤務をいう。次項第 4 号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に、法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第 3 条の規定により定められた 1 週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動（次項において「再任用職員異動」という。）をした職員
- (6) 切替日以降に管理者の承認を得てその号給を決定された職員（管理者の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成 28 年改正給与条例附則第 7 項の規則で定める給料の支給）

- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成 26 年改正給与条例附則第 6 項に規定する特定職員をいう。以下この項、次項及び附則第 5 項において同じ。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び附則第 5 項において同じ。）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を、平成 26 年改正給与条例附則第 7 項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 6 号に掲げる場合を除く。）
切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 降格をした場合（第 6 号に掲げる場合を除く。）
切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を 2 回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第 6 号に掲げる場合を除く。）
切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合
次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている職員
平成 26 年改正給与条例第 2 条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和 48 年条例第 3 号。次号において「改正前の給与条例」という。）別表第 1 並びに第 2 の給料表に掲げる給料表のうち、切替日前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項の規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。）
切替前給料表による給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合
次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員
改正前の給与条例別表第 1 並びに第 2 の給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第 3 条第 4 項の規定により定められたその者の再任用異動後における勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 管理者の承認を得てその号給を決定された場合又は管理者の定めるこれに準ずる場合 管理者の定める額

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が管理者の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を、平成 55 年改正給与条例附則第 7 項の規定による給料として支給する。

（平成 26 年改正給与条例附則第 8 項の規則で定める給料の支給）

5 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、他の地方公共団体の職員その他管理者の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に附則第 3 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員になったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（管理者が定める職員にあつては、管理者の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成 26 年改正給与条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を、平成 26 年改正給与条例附則第 8 項の規定による給料として支給する。

6 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に附則第 3 項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして附則第 3 項及び第 4 項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成 26 年改正給与条例附則第 7 項の規定による給料の額に相当する額を、同条第 8 項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

7 平成 26 年改正給与条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

8 平成 26 年改正給与条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の支給について、附則第 2 項から前項までの規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日規則第 2 号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（平成 28 年改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例）

2 経過措置額支給特定職員（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 5 号。以下「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 項に規定する特定職員であり、かつ、平成 27 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した者であって、同項の規定による給料を支給されるものをいう。以下同じ。）に対する平成 27 年 4 月 1 日から施行日（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 3 号。以下「平成 28 年改正条例」という。）第 1 条の規定の施行の日をいう。以下同じ。）の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項から附則第 7 項までの規定の適用がないもの

とした場合に平成 28 年改正条例第 1 条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和 48 年条例第 3 号。以下「改正後の給与条例」という。）の規定（平成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額が、平成 28 年改正条例第 1 条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定（平成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定を含む。以下この項及び次項において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（管理者の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 時間外勤務手当
- (4) 休日勤務手当
- (5) 夜間勤務手当
- (6) 期末手当
- (7) 勤勉手当

3 経過措置額支給特定職員（管理者が別に定める職員を除く。）に対する平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 12 条その他の条例、規則等の規定による給与の減額（管理者が別に定めるものに限る。附則第 6 項において「第 12 条等減額」という。）に当たっては、附則第 3 項から第 7 項までの規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

4 平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第 7 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第 7 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成 27 年組合規則第 2 号）第 7 項の規定の適用については、同項中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

5 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される附則第 3 項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第 12 条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料については、適用しない。

6 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、平成 28 年改正条例の施行に伴う給与支給等の特例に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成 29 年 3 月 9 日規則第 5 号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の規定及び附則第 8 項の規定 平成 29 年 4 月 1 日
- (2) 第 1 条中筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則（以下「給与規則」という。）第 24 条の改正規定、第 26 条第 1 項各号列記以外の部分中「証明」を「評価」に改める改正規定及び同項第 3 号中「良好な職員」の次に「及び基準日以前における直近の勤務成績の評価がない職員」を加える改正規定並びに第 27 条の 2 第 1 項第 2 号中「良好な職員」の次に「及び基準日以前

における直近の勤務成績の評価がない職員」を加える改正規定 平成 30 年 4 月 1 日

2 第 1 条の規定（給与規則第 24 条の改正規定、第 25 条の 2 第 2 項の改正規定、第 26 条第 1 項各号列記以外の部分中「証明」を「評価」に改める改正規定及び同項第 3 号中「良好な職員」の次に「及び基準日以前における直近の勤務成績の評価がない職員」を加える改正規定並びに第 26 条の 2 第 1 項第 2 号中「良好な職員」の次に「及び基準日以前における直近の勤務成績の評価がない職員」を加える改正規定を除く。）による改正後の給与規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 28 年改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例）

3 経過措置額支給特定職員（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 5 号。以下「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 項に規定する特定職員であり、かつ、平成 28 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した者であって、同項の規定による給料を支給されるものをいう。以下同じ。）に対する平成 28 年 4 月 1 日から施行日（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 3 号。以下「平成 28 年改正条例」という。）の施行の日をいう。以下同じ。）の前日の属する月の末日までの間に係る次に掲げる給与の支給に当たっては、この項から附則第 8 項までの規定（附則第 5 項の規定を除く。）の適用がないものとした場合に平成 28 年改正条例第 1 条の規定（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。第 20 条第 2 項及び附則第 10 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（平成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額が、平成 28 年改正条例第 1 条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定（平成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定を含む。以下この項及び次項において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次に掲げる給与の額とする。

（1） 給料（管理者の定める場合におけるものに限る。）

（2） 地域手当

（3） 時間外勤務手当

（4） 休日勤務手当

（5） 夜間勤務手当

（6） 期末手当

（7） 勤勉手当

4 経過措置額支給特定職員に対する平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第 12 条その他の条例、規則等の規定による給与の減額（管理者が別に定めるものに限る。附則第 7 項において「第 12 条等減額」という。）に当たっては、附則第 3 項から第 8 項までの規定（次項の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の特例）

5 平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成 27 年組合規則第 2 号。以下「平成 27 年改正規則」という。）附則第 3 項第 2 号に掲げる場合に該当した職員に対する平成 26 年改正条例附則第 7 項又は第 8 項の規定による給与については、平成 27 年改正規則附則第 3 項又は第 4 項の規定にかかわらず、管理者の定めるところによる。

6 平成 28 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第 7 項第 1 号に規定する額に相当する額を減じた額と平成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額が、改正前

の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第7項第1号に規定する額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける平成27年改正規則附則第7項の規定の適用については、同項中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

7 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される附則第3項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第12条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料については、適用しない。

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、平成28年改正条例の施行に伴う給与支給等の特例に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平成28年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)

9 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、給与規則第11条の3第2号中「条例第10条の2第1項」とあるのは、「筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第3条）附則第4項の規定により読み替えられた条例第10条の2第1項」とする。

(管理職手当に関する特例事項)

10 第2条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則別表第1に掲げる消防吏員の職に任命され、管理職手当の支給を受けていた者については、改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年2月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(消防吏員の管理職手当に関する経過措置)

2 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成29年規則第5号）附則第10項の規定により、管理職手当の支給を受けている者については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

附 則（平成31年2月28日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第5号）

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第4条から第9条の規定は令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

第3条 第2条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則の規定は、令和元年12月14日から適用する。

(住居手当の適用除外職員)

第4条 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年条例第

4号。以下「改正条例」という。) 附則第5条第1項の組合規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 改正条例第3条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正前給与条例」という。)第11条の2第1項第1号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
イ 改正条例第3条による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第11条の2の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員
ロ 改正前給与条例第11条の2の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該当しないこととなる職員
- (2) 施行日の前日において改正前給与条例第11条の2第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員
- (3) 改正条例附則第5条第1項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員
- (4) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として管理者が定める職員

第5条 改正条例附則第5条第1項の組合規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第11条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

- (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第5条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。)より高い場合(第3号に掲げる場合を除く。) 旧家賃月額
- (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合(次号に掲げる場合を除く。) 変更後の家賃の月額
- (3) 施行日の前日において改正前給与条例第11条の2第1項各号のいずれにも該当していた場合 管理者が定める額

第6条 任命権者は、施行日の前日に改正前給与条例第11条の2の規定により支給されていた住居手当に係る事実(令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。)を筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則(以下「給与規則」という。)第11条の7第2項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例附則第5条第1項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同条の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

第7条 改正条例附則第5条の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同条第1項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

第8条 給与規則第11条の6から第11条の10まで(第11条の9第1項を除く。)の規定は、改正条例附則第5条の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、給与規則第11条の6第1項中「新たに条例第11条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「改正条例附則第5条の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、給与規則第11条の7第1項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「この改正規則の附則第6条又は前項」と、給与規則第11条の9第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第5条の規定による住居手当の支給に関し必要

な事項は管理者が定める。

別表第 1 (第 6 条関係)

管理職手当表

部局区分	支給対象職	管理職手当の額
筑西広域市町村圏事務組合行政組織規則(昭和 56 年組合理則第 3 号) 関係部局	事務局長、理事	72,000 円
	次長、参事	59,000 円
	課長、調整監	48,000 円
	副参事	40,000 円
消防本部	消防長、理事	72,000 円
	消防次長、参事	59,000 円
	消防本部課長、消防署署長	48,000 円
	消防署副署長、副参事	40,000 円

別表第 1 の 2 (第 22 条の 2 関係)

管理職員特別勤務手当表

部局区分	支給対象職	第 22 条の 2 第 2 項 の手当の額	第 22 条の 2 第 3 項 の手当の額
筑西広域市町村圏事務組合行政組織規則(昭和 56 年組合理則第 3 号) 関係部局	事務局長、理事	10,000 円	6,000 円
	次長、参事	8,000 円	4,000 円
	課長、所長、室長、館長、 場長、副参事、調整監	6,000 円	2,000 円
消防本部	消防長、理事	10,000 円	6,000 円
	消防次長、参事	8,000 円	4,000 円
	消防本部課長、消防署署長、 消防署副署長、副参事	6,000 円	2,000 円

別表1の3（第22条の5関係）

期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に加算する割合等の区分表

給料表	職員		加算割合
	職務の級	職員の職の職制上の段階	
行政職給料表	8級に属する職員	事務局長、理事	100分の20
	7級に属する職員	次長、参事	100分の15
	6級に属する職員	課長、調整監、副参事	100分の15
	5級に属する職員	課長補佐	100分の10
	4級に属する職員	係長	100分の10
	3級に属する職員	主幹	100分の5
主任		100分の5	
消防職給料表	8級に属する職員	消防長、理事	100分の20
	7級に属する職員	消防次長、参事	100分の15
	6級に属する職員	消防本部課長、消防署署長、消防署副署長、副参事	100分の15
	5級に属する職員	消防本部課長補佐、消防署分署長、消防署課長、消防署課長補佐	100分の10
	4級に属する職員	係長	100分の10
	3級に属する職員	主任	100分の5

備考 給料表の適用を異にして異動した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回るものとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して管理者が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に100分の5を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

様式第1号（第7条関係）

扶 養 親 族 届

筑西広域市町村圏事務組合管理者 様

年 月 日届出

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第10条の2の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

職員番号	所属課所名	職 名	氏 名	配偶者
				<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

届出の理由（該当項目にレ点）								
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となった <input type="checkbox"/> 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある <input type="checkbox"/> 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある								
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	所得の年額		届出事実の発生年月日	届出の事由	税扶養
			(別居の場合は住所)	所得の種類	金 額			

上記扶養親族以外の家族構成

氏 名	続柄	生年月日	同居・別居の別	所得の種類	金 額	職 業	扶養手当	税扶養

1 留意事項

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則第9条に基づき、扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることがあります。

2 支給要件

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けていないこと。
- (2) 年金等所得の年額が130万円を超えないこと。
(失業保険金等、月々に受け取る金額が108,334円を超えないこと。)
- (3) 重度心身障害者の場合は、上記(2)によるもののほか終身労務に服することができないこと。
- (4) 他の者と共同して扶養する場合には、届出者が主たる扶養者であること。
- (5) 扶養親族が父母及び祖父母の場合は、満60歳の誕生日がその要件に具備するに至った日
- (6) 扶養親族が子、孫及び弟妹の場合には、満22歳に達する日以降の最初の4月1日がその要件を欠くに至った日

3 その他

届出の事由には「出生・就職・婚姻・死亡」等、収入種別には「給与・年金・農業所得」等を記入します。

様式第2号（第8条関係）

扶養手当認定簿

職員番号	
氏名	

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	異動年月日 (受理年月日)	届出事実の 発生日	届出の事由	支給の 始期・終期 (満22歳年度末)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月分 から 年月分 まで (年3月)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月分 から 年月分 まで (年3月)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月分 から 年月分 まで (年3月)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月分 から 年月分 まで (年3月)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月分 から 年月分 まで (年3月)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月分 から 年月分 まで (年3月)
		年月日 (年4月～)	年月日	年月日		年月分 から 年月分 まで (年3月)

2 扶養手当の月額認定（支給額の改定）

支給開始(終了)・ 支給額改定時期	認定扶養親 (子以外)	認定扶養親 (子)	うち加算 措置対象	扶養手当 の月額	認定等の事 由・給料表 及び級	任命権者の認定(確認)		取扱者 認定 印
						認定年月日 (確認年月日)	職・氏名	
年月分 から まで	人	人	人	円		年月日	印	
年月分 から まで						年月日	印	
年月分 から まで						年月日	印	
年月分 から まで						年月日	印	
年月分 から まで						年月日	印	
年月分 から まで						年月日	印	
年月分 から まで						年月日	印	
年月分 から まで						年月日	印	
年月分 から まで						年月日	印	

3 備考

(記入上の注意)

- 「生年月日(加算開始時期)」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を()書で記入する。
- 「届出年月日(受理年月日)」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()書で記入する。
- 「支給の始期・終期(満22歳年度末)」欄には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を()書で記入する。
- 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出年月日(受理年月日)」欄及び「届出事実の発生日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 「備考」欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

様式第3 (第11条の3関係)

住 居 届

(年 月 日提出)

筑西広域市町村圏事務組合 管理者 様	勤務部課(所)名				主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規又は従前自家居住等 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更(契約の更新を含む。) <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 上記事実の発生日 年 月 日
	職名		氏名	印	

給与に関する規則第11条の4の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。(契約書の写し等 通添付)

契約内容	住宅の所在地				
	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 借家	<input type="checkbox"/> 貸間	<input type="checkbox"/> まかない付下宿	住宅の 契約面積 m ²
	住宅の所有者	続柄()		住所	
	住宅の貸主	続柄()		住所	
	住宅の名義上の借主	<input type="checkbox"/> 本人		<input type="checkbox"/> 扶養親族(氏名 続柄)	
		<input type="checkbox"/> 共同名義人あり		人(氏名 続柄)	
	家賃等	月額	円(年 月 日から)		
契約期間	年 月 日から	年 月 日まで			
契約及び入居の日	年 月 日契約		年 月 日入居		

※ 上記家賃等には、

居住に関する支払額に、電気、ガス又は上下水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代)

居住に関する支払額に、食費等が含まれている。(まかない付下宿)

上記のとおり確認する。

規則第11条の6に規定する家賃に相当する額は、月額 円でであると算定する。

年 月 日

職名 氏名 印

取扱者認印				

備考

[記入上の注意]

- 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一についてレ印を付するものとする。
- 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、上下水道代、公益費、店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは上下水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入してさしつかえない。なお、この場合には、※印欄注の該当するものにレ印を付するものとする。

様式第4（第11条の4関係）

住居手当認定簿

異動後の所属

所 属								氏 名	
届出の事由		提出年月日	受理年月日	該当条文（決定家賃等）	支給の始期等	住居手当の月額	確認決定（改定）欄	取扱者認 印	備考
発生年月日 （改定年月日）	内容								
年 月 日 { から まで }		年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第1号(円) <input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第2号(円)	年 月分 { から まで }	円	年 月 日 職名 氏名 印		
年 月 日 { から まで }		年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第1号(円) <input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第2号(円)	年 月分 { から まで }	円	年 月 日 職名 氏名 印		
年 月 日 { から まで }		年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第1号(円) <input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第2号(円)	年 月分 { から まで }	円	年 月 日 職名 氏名 印		
年 月 日 { から まで }		年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第1号(円) <input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第2号(円)	年 月分 { から まで }	円	年 月 日 職名 氏名 印		
年 月 日 { から まで }		年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第1号(円) <input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第2号(円)	年 月分 { から まで }	円	年 月 日 職名 氏名 印		
年 月 日 { から まで }		年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第1号(円) <input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第2号(円)	年 月分 { から まで }	円	年 月 日 職名 氏名 印		
年 月 日 { から まで }		年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第1号(円) <input type="checkbox"/> 条例第11条の2第1項第2号(円)	年 月分 { から まで }	円	年 月 日 職名 氏名 印		
備考									

様式第5 (第12条関係)

通 勤 届 (表)

年 月 日提出

筑西広域市町村圏事務組合 管理者 様		勤 務 部 課 名					
		所 在 地					
職 名		氏 名	印				
住 居							
筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則第12条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。							
届出の理由(該当する□にレ印を付する。)		<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)					
<input type="checkbox"/> 1 新規 (<input type="checkbox"/> 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) <input type="checkbox"/> 2 住所の変更 <input type="checkbox"/> 3 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 4 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 5 その他()							
届出の理由が生じた日 年 月 日							
順路	通 勤 方 法 の 別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	備 考
1 <input type="checkbox"/>		住居から(経由) まで	. km	分		円	
2 <input type="checkbox"/>		から(経由) まで	. km	分		円	
3 <input type="checkbox"/>		から(経由) まで	. km	分		円	
4 <input type="checkbox"/>		から(経由) まで	. km	分		円	
5 <input type="checkbox"/>		から(経由) まで	. km	分		円	
		から(経由) まで	. km	分		円	
		から(経由) まで	. km	分		円	
記入上の注意						総通勤距離	. km
1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。						総所要時間	分
2 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6か月)、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。							
3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6か月)の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。							
4 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。							
5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。							

(裏)

通勤経路の略図(路線は朱線で表すこと。)

通勤手当認定簿(表)

氏名		所属		事実発生年月日		年 月 日											
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		算出式		提出年月日		年 月 日											
平均1か月当たりの通勤所要回数 回				受理年月日		年 月 日											
順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額	1か月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者認印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)						備考	
	普通交通機関等の名称	利用区間	その他	回数券	定期券	回数券				定期券	1	2	3	4	5		6
普通交通機関等利用者	1					円	(円 か月)	円	年 月 から 年 月 まで		1	2	3	4	5	6	
	改正					円	(円 か月)	円	年 月 から 年 月 まで		1	2	3	4	5	6	
	2					円	(円 か月)	円	年 月 から 年 月 まで		1	2	3	4	5	6	
	改正					円	(円 か月)	円	年 月 から 年 月 まで		1	2	3	4	5	6	
	3					円	(円 か月)	円	年 月 から 年 月 まで		1	2	3	4	5	6	
	改正					円	(円 か月)	円	年 月 から 年 月 まで		1	2	3	4	5	6	
	4					円	(円 か月)	円	年 月 から 年 月 まで		1	2	3	4	5	6	
改正					円	(円 か月)	円	年 月 から 年 月 まで		1	2	3	4	5	6		
1か月当たりの運賃等相当額の合計額							円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円						
自動車等の額							円	年 月 から 年 月 まで									
(条例第10条の3第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 Km)							改正 円	年 月 から 年 月 まで									
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第12条の8 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号				1か月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額			円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円						
1か月当たりの運賃等相当額の合計額又は1か月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき				55,000円× [円 か月] =			円	年 月 から 年 月 まで		1	2	3	4	5	6		

※ 運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「年 月まで」は改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

(裏)

新幹線鉄道等利用者	順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券回数券 その他 の別	特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額(特別運賃等相当額)		1か月当たりの特別料金等相当額	新幹線鉄道等の 認定期間	取扱者 認 印	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)						備 考
		新幹線鉄道等の 名 称	利 用 区 間		回 数 券 そ の 他	定 期 券	回 数 券 そ の 他	定 期 券				年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
新幹線鉄道等利用者	1					円	(円 か月)	円	年 月 日	年 月 日		1	2	3	4	5	6	
	改正					円	(円 か月)	円	年 月 日	年 月 日		1	2	3	4	5	6	
	2					円	(円 か月)	円	年 月 日	年 月 日		1	2	3	4	5	6	
	改正					円	(円 か月)	円	年 月 日	年 月 日		1	2	3	4	5	6	
1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額									円	年 月 日	改正	円	年 月 日	改正	円			
1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき					20,000円×[月] =				円	年 月 日	改正	円	年 月 日	改正	円			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	決定権者の確認・ 決定(改定)欄			備 考	
支 給 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職 氏名	印		
年 月 日改正		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職 氏名	印		
年 月 日改正		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職 氏名	印		
決 定 事 項	条例第11条の3第1項 該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (規則第12条の3) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 []		返 納 事 由 規則第12条の12第1項		返 納 事 由 発 生 年 月	返 納 対 象 普 通 交 通 等 機 関 (新幹線鉄道等)	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額)の算出基礎	払戻金相当額 (払戻金2分の1相当額)		取 扱 者 認 印	備 考							
			1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円										
	手当額の決定 条例第11条の3第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 規則第12条の7 (通勤所要回数) <input type="checkbox"/> 規則第12条の8 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号		2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円										
			3	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円										
	1か月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超えていた場合 (1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第12条の12第2項第2号(第3項第2号)の月数と管理者の定める額(算出基礎)							月	(算出基礎)	円								
							月	(算出基礎)	円									

※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合における「新幹線鉄道等の認定期間」の「 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

宿日直勤務命令簿

年		月分		勤務部課名							
管理者 (所属長) 印	月 日	曜	職 名	級	号給	氏 名	勤務内容		勤務命令時間	備 考	従事者 印
							日直勤務	宿直勤務			
									自 至		
									自 至		
									自 至		
									自 至		
									自 至		
									自 至		
									自 至		
計						名					

備考 1 管理者(所属長)は、職員に宿直勤務及び日直勤務を命ずるときは、事前に勤務内容（宿直勤務、日直勤務の別）、勤務時間等をそれぞれ命令簿の該当欄に記入の上押印し、命ずること。

2 この命令簿は、給与期間ごとに別紙とすること。

管理職員特別勤務実績簿

勤務部課名		職名		氏名				
任命権者 印	直接監督責任者 印	勤務年月日	勤務の内容	勤務時間	休憩時間	実働時間	週休日の振替え 又は半日勤務時間 の割振り変更が 行えなかった理由	従事者 印
		年 月 日		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
		年 月 日		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
		年 月 日		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
		年 月 日		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
		年 月 日		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

管理職員特別勤務手当整理簿

任命権者					年 月分	
任命権者印	勤務月日	勤務部課名	職名	氏名	実働時間	手当額
	月 日				時間 分	円
	月 日				時間 分	円
	月 日				時間 分	円
	月 日				時間 分	円
	月 日				時間 分	円
	月 日				時間 分	円
計						円

備考 この整理簿は、1 給与期間ごとに別紙とする。